

令和3年（2021年）第9回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第6号 臨時代理事項の報告について （1）枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱の制定について （2）議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第6号）（教育関係）に ついて）の意思決定について
2	議案第16号 令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）について
3	議案第17号 枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について
4	議案第18号 枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について
5	議案第19号 枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について

○開催日時 令和3年（2021年）9月28日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第6号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和3年(2021年)9月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第9号

臨時代理第10号

枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱の制定について
議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第6号）（教育関係）
について）の意思決定について

臨時代理第9号

枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）9月9日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱

令和3年9月9日制定
枚方市教育委員会要綱第8号

(設置)

第1条 持続可能で生徒にとって望ましい中学校の学校給食のあり方（以下「中学校給食のあり方」という。）に関し、学識経験を有する者等の意見を聴取するため、枚方市中学校給食あり方懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(懇話会の構成)

第2条 懇話会は、懇話会委員9人以内で構成する。

2 懇話会委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 枚方市PTA協議会から推薦を受けた生徒の保護者
- (3) 枚方市立小学校長会において選出された小学校長
- (4) 枚方市立中学校長会において選出された中学校長
- (5) 枚方市立小学校の栄養教諭
- (6) 枚方市立中学校の栄養教諭
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(懇話会委員の依頼)

第3条 懇話会委員の依頼期間は、中学校給食のあり方に関して必要な意見聴取の終了時までとする。

(懇話会委員の身分)

第4条 懇話会委員は、地方公務員としての身分を有しないものとする。

(進行方法)

第5条 懇話会は、教育長が招集し、懇話会委員の意見を聴取する。ただし、教育長が必要と認めるときは、懇話会を招集せず、懇話会委員の意見を聴取することができる。

2 教育長は、懇話会の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、懇話会に座長を置くことがある。

3 懇話会は、その進行方法に関する事項を除き、取決めを行わないものとする。

(秘密の保持)

第6条 懇話会委員は、懇話会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。懇話会委員でなくなったときも、また、同様とする。

(報償金の支給)

第7条 懇話会委員には、懇話会への出席1回（1日に同一の懇話会が複数回開催された場合又は

懇話会を招集せずに意見を聴取した場合にあっては、1日)につき、報償金として、9,500円を支給するものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総合教育部おいしい給食課が担当する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 [令和3年9月9日枚方市教育委員会要綱第8号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱は、中学校給食のあり方に関して必要な意見聴取の終了の日限り、その効力を失う。

臨時代理第10号

議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第6号）（教育関係）について）の
意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）9月14日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

令和3年度補正予算額（第6号）（教育関係）

令和3年度補正予算額（第6号）（教育関係）一覧（歳出）

（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
(款)									
9.	教育費		11,104,775	10,300	11,115,075	5,150	-	-	5,150
(項)									
(1)	教育総務費		3,432,541	-	3,432,541	-	-	-	-
	1. 教育委員会費		8,687	-	8,687	-	-	-	-
	2. 事務局費		2,175,781	-	2,175,781	-	-	-	-
	3. 教育研究費		1,068,272	-	1,068,272	-	-	-	-
	4. 教育文化センター費		179,801	-	179,801	-	-	-	-
(項)									
(2)	小学校費		2,702,636	7,050	2,709,686	3,525	-	-	3,525
	1. 小学校管理費		2,159,039	7,050	2,166,089	3,525	-	-	3,525
	2. 小学校教育振興費		416,640	-	416,640	-	-	-	-
	3. 小学校保健衛生費		126,957	-	126,957	-	-	-	-
(項)									
(3)	中学校費		1,554,504	3,250	1,557,754	1,625	-	-	1,625
	1. 中学校管理費		1,237,038	3,250	1,240,288	1,625	-	-	1,625
	2. 中学校教育振興費		260,329	-	260,329	-	-	-	-
	3. 中学校保健衛生費		57,137	-	57,137	-	-	-	-
(項)									
(4)	幼稚園費		613,466	-	613,466	-	-	-	-
	1. 幼稚園費		613,466	-	613,466	-	-	-	-
(項)									
(5)	社会教育費		1,131,670	-	1,131,670	-	-	-	-
	1. 社会教育総務費		61,350	-	61,350	-	-	-	-
	3. 図書館費		1,070,320	-	1,070,320	-	-	-	-
(項)									
(6)	保健体育費		1,669,958	-	1,669,958	-	-	-	-
	4. 学校給食費		1,669,958	-	1,669,958	-	-	-	-
(款)									
3.	民生費		1,027,476	-	1,027,476	-	-	-	-
(項)									
(2)	児童福祉費		1,027,476	-	1,027,476	-	-	-	-
	1. 児童福祉総務費		75,595	-	75,595	-	-	-	-
	7. 青少年対策費		35,275	-	35,275	-	-	-	-
	8. 留守家庭児童対策費		916,606	-	916,606	-	-	-	-

款 項 目	節	概 要 説 明
(款) 15. 国庫補助金 5,150		
(項) (2) 国庫補助金 5,150		
5. 教育費国庫補助金 5,150	1. 教育費補助金 5,150	1. 学校保健特別対策事業費補助金 5,150

款 項 目	節	概 要 説 明
(款) 9. 教 育 費 10,300		
(項) (2) 小学校費 7,050		
1. 小学校管理費 7,050	10. 需 用 費 2,175 17. 備品購入費 4,875	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 7,050 (1) 感染拡大防止対策事業費 7,050 消 2,175 備 4,875
(項) (3) 中学校費 3,250		
1. 中学校管理費 3,250	10. 需 用 費 1,488 17. 備品購入費 1,762	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 3,250 (1) 感染拡大防止対策事業費 3,250 消 1,488 備 1,762

議案第 16 号

令和 4 年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号)第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 3 年（2021 年） 9 月 28 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）に関する実施要領に基づき、本調査に参加する。

2. 目的

令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）に枚方市立小学校が参加して、子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

3. 参考書類

- (1) 令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について
（依頼）〔写し〕
・・・別紙1のとおり
- (2) 令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）実施要領
・・・別紙2のとおり

議案第17号

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和3年(2021年)9月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2市駅前サービススポットの項中「枚方市岡東町12番3-410号」を「枚方市岡東町12番3-502号」に改める。

様式第1号中「免許証（ ）」を「免許証」に、「住基カード」を「マイナンバーカード」に、「職員証」を「社員証」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月15日から施行する。ただし、様式第1号の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第1号の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第1号の規定により作成した用紙として使用することができる。

議案第18号

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和3年（2021年）9月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則（平成28年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表枚方市立高陵留守家庭児童会室の項及び枚方市立中宮北留守家庭児童会室の項を削り、同表に次のように加える。

枚方市立禁野留守家庭児童会室	50
----------------	----

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新（改正後）		旧（現 行）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名 称	定 員	名 称	定 員
枚方市立香陽留守家庭児童会	[略]	枚方市立香陽留守家庭児童会室	[略]
枚方市立菅原東留守家庭児童会室	[略]	枚方市立高陵留守家庭児童会室	50
枚方市立菅原東留守家庭児童会室	[略]	枚方市立菅原東留守家庭児童会室	[略]
枚方市立西長尾留守家庭児童会室	[略]	枚方市立中宮北留守家庭児童会室	50
枚方市立禁野留守家庭児童会室	50	枚方市立西長尾留守家庭児童会室	[略]

議案第19号

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第3号及び第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和3年（2021年）9月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部を改正する規程

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程（昭和58年枚方市教育委員会規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高陵小学校の項及び中宮北小学校の項を削り、同表に次のように加える。

禁 野 小 学 校	上野3丁目（4番に限る。）、禁野本町1丁目（1番から6番までに限る。）、禁野本町2丁目、御殿山町（15番64棟及び65棟に限る。）、御殿山南町（1番2号を除く。）、中宮北町、渚南町（45番及び46番（10号以上に限る。）を除く。）、西禁野2丁目
-----------	--

別表第2 第一中学校の項中「高陵小学校区、」及び「、中宮北小学校区」を削り、「小倉小学校区」の次に「、禁野小学校区」を加える。

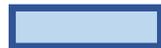
附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">禁野小学校</td> <td style="padding: 5px;">上野3丁目（4番に限る。）、禁野本町1丁目（1番から6番までに限る。）、禁野本町2丁目、御殿山町（15番64棟及び65棟に限る。）、御殿山南町（1番2号を除く。）、中宮北町、渚南町（45番及び46番（10号以上に限る。）を除く。）、西禁野2丁目</td> </tr> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">校 名</th> <th>通 学 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">第一中学校</td> <td style="padding: 5px;">殿山第一小学校区、小倉小学校区、<u>禁野小学校区</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">////////////////////////////////////</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">////////////////////////////////////</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">長尾西中学校</td> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	禁野小学校	上野3丁目（4番に限る。）、禁野本町1丁目（1番から6番までに限る。）、禁野本町2丁目、御殿山町（15番64棟及び65棟に限る。）、御殿山南町（1番2号を除く。）、中宮北町、渚南町（45番及び46番（10号以上に限る。）を除く。）、西禁野2丁目	校 名	通 学 区 域	第一中学校	殿山第一小学校区、小倉小学校区、 <u>禁野小学校区</u>	////////////////////////////////////		////////////////////////////////////		長尾西中学校	[略]	<p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">校 名</th> <th>通 学 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">第一中学校</td> <td style="padding: 5px;">高陵小学校区、殿山第一小学校区、中宮北小学校区、小倉小学校区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">////////////////////////////////////</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">////////////////////////////////////</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">長尾西中学校</td> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	校 名	通 学 区 域	第一中学校	高陵小学校区、殿山第一小学校区、中宮北小学校区、小倉小学校区	////////////////////////////////////		////////////////////////////////////		長尾西中学校	[略]
禁野小学校	上野3丁目（4番に限る。）、禁野本町1丁目（1番から6番までに限る。）、禁野本町2丁目、御殿山町（15番64棟及び65棟に限る。）、御殿山南町（1番2号を除く。）、中宮北町、渚南町（45番及び46番（10号以上に限る。）を除く。）、西禁野2丁目																						
校 名	通 学 区 域																						
第一中学校	殿山第一小学校区、小倉小学校区、 <u>禁野小学校区</u>																						
////////////////////////////////////																							
////////////////////////////////////																							
長尾西中学校	[略]																						
校 名	通 学 区 域																						
第一中学校	高陵小学校区、殿山第一小学校区、中宮北小学校区、小倉小学校区																						
////////////////////////////////////																							
////////////////////////////////////																							
長尾西中学校	[略]																						

高陵小学校、中宮北小学校統合関係位置図

凡例

-  高陵小学校通学区域（現行）
-  中宮北小学校通学区域（現行）
-  規程改正により、禁野小学校に変更となる区域

